

告示

埼玉県熊谷県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第一項の規定により、次のとおり特約業者の指定を行った。

平成三十一年一月十一日

埼玉県熊谷県税事務所長 山崎 高章

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
亀山 久子	埼玉県本庄市若泉三丁目十番十号	平成三十一年一月一日